

令和2年度 第2回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

- 日時 令和2年11月5日(木) 午後1時15分～午後2時25分
場所 総合文化センター 会議室
出席者 小川会長、戸倉副会長、川野委員、中谷委員、庄司委員、磯部委員
山内委員、鈴木委員、松本委員、佐藤委員、矢田委員、亀田委員
大沼委員、南波委員、井口委員、山崎委員
- 次第 1 開 会
2 議 事
(1) 新型コロナウイルス感染症について
(2) 災害時の避難について
(3) 第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画の策定状況について
(4) 情報共有・その他
3 閉 会

<議事要旨>

開会時刻 午後1時15分

障害者福祉課長

それでは、定刻になりましたので、これより、令和2年度第2回江戸川区地域自立支援協議会を開催させていただきます。終了は、午後2時25分を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の出欠状況を報告させていただきます。滝澤委員、横山委員、佐野委員、秋元委員、川島委員はご欠席の連絡をいただいています。

次に、本日の配付資料につきまして、机上配付させていただいております。議事の途中で、もし不足等がございましたら、お声をかけていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは、会長に進行をお願いします。
よろしくお願いいたします。

会長

改めまして、よろしくお願いいたします。

お忙しい中、また新型コロナウイルスがまだ収まらない中、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

今回の議題の資料を見てご覧のとおり、多岐にわたる議題がございます。また、前回に引き続きこの会議の後、「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福

社計画」の策定委員会もごさいます。長時間にわたりますが、ご協力いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

限られた時間ですが、貴重な有意義な会議にしていきたいと思しますので、議事進行につきましては、ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日の協議会は、公開として、傍聴者の希望を募っております。その点につきまして、事務局からご報告のほどよろしく願いいたします。

障害者福祉課計画係長

江戸川区ホームページにおいて傍聴者の希望を募りました。

その結果、6名の方に申込みいただき、本日6名の方がロビーにてお待ちになっております。なお、1名の方には、介護者も付き添います。皆様のご了解をいただけた場合は、入場していただきます。

傍聴の方への配付資料ですが、本日、皆様にお配りしております資料の1から6と広報えどがわ9月30日号臨時号につきまして、お配りしたいと考えております。

いかがでしょうか。

会長

ただいま、事務局より傍聴についてご説明がありました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

異議なし

会長

ありがとうございます。

それでは、傍聴の方にご入室いただいでください。

傍聴人入室

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事1「新型コロナウイルス感染症について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

新型コロナウイルス感染症につきまして、江戸川区の感染者は緊急事態宣言期間中に比べ大分増加しております。また、区内の事業所において5名以上の感染者、クラスターも発生している状況です。その中には、障害者のグループホームでの発生も報告されています。

本日は、江戸川区の現状についての説明と、委員のご協力をいただきまして、新型コロナウイルス感染事例について発表していただけることになっております。

では、まず江戸川区の新型コロナウイルス感染症の状況について、健康部副参事から説

明させていただきます。

健康部副参事

11月29日に厚生労働省から「2020年10月時点 新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」という資料が出されました。とても簡単に分かりやすくまとめられた内容になっています。

本日、この内容を説明させていただく目的は、一人ひとりが最新の知識を身につけて、正しく対策を行うことが何よりも大事ということで、お手元に資料をお渡ししていませんが、インターネットもしくは厚労省のホームページから、「2020年10月時点 新型コロナウイルス感染症 10の知識」で検索していただくと、資料を見ることができますので、各施設、各団体で共有していただければと思います。本日は、この資料の内容よりお話をしたいと思います。

内容としては、感染症に関する現在の状況と、これまでに得られた科学的知見について10点にまとめられています。

まず「1. 診断された人数」について、日本ではこれまでに96,000の方が感染していて、人口に占める割合で見ると0.08%に相当します。江戸川区は、10月27日時点になりますが、1,238名の方が感染していました。同じように人口の割合で見ると、0.18%ありました。

ただし、東京都の感染者が現在、30,000人を超えていて、国の3分の1近くが東京都で発生しています。同じように人口の割合見て見ると、0.23%でしたので、国より江戸川区は高く、都の平均よりは低めである状況でした。それで安心してくださいという話ではありませんが、身近なところで感染は実際発生している現状がございます。

次に「2. 重症化や死亡する人の割合」について、新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化する人や死亡する人の割合ですが、高齢者が高く、若い人が低い傾向にあって、重症化する人の割合は、50歳以下だと0.3%、60歳以上になると8.5%。死亡の割合は、50歳以下だと0.06%、60歳以上の方は5.7%で、高齢化すると重症化する可能性が高い状況が今も続いております。

次に「3. 重症化しやすい人」については、先ほど高齢者と言いましたが、基礎疾患をお持ちの方も重症化のおそれがあります。基礎疾患というと慢性腎臓病をお持ちの方、慢性閉塞性肺疾患COPDと言われるご病気をお持ちの方、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満の方も、重症化のリスクが高くなるおそれのある方の中に入っています。

そのため、基礎疾患を寄せつけない生活習慣が大事になってきますが、例え病気を抱えたとしても、しっかりと治療をして、コントロールすることが何よりも大切になります。ふだんから健康に生活するため、生活習慣病を予防しましょうと言っていますが、今回の新型コロナウイルス感染症に関しても、普段の生活が大事になってくることを改めて知らされているところです。

次に「4. 海外との比較」について、グラフになりますが、感染者数と死者数を日にちで追って、その割合を比較したもので、いずれも、日本は諸外国に比べていずれも低い水準で推移しているのが分かります。

次に「5．感染者が他の人に感染させる可能性のある期間」については、症状が出てからではなく、発症、症状が出る2日前からになります。

その後は、発症後7から10日間程度と言われているので、感染した方が10日間は自宅療養、あるいは入院療養をしてくださいと言われている根拠は、ここにあります。

また、さらなる感染拡大を防ぐために、感染者と接触した方のうち、感染の可能性、発症のおそれがある方を濃厚接触者と保健所では特定して、発症しないかどうか健康観察期間を設けて、その間自宅待機をお願いしています。こちらもご存じかと思いますが、発症した方と接触した濃厚接触のおそれがある方は、14日間、自宅で待機になりますので、感染することと同じように濃厚接触者にならないことも大事になってきます。

次に「6．どれぐらいの人が他の人に感染させているか」については、参考ではありませんが、江戸川区で現時点、濃厚接触者として保健所で健康観察を行った方が、どれぐらいいるか昨日の時点で数えてみたところ、5,400人を超えていました。その方たちを保健所では14日間追いかけて、活動しないかなど見っていますが、実際その中からも何名かが検査をしたところ、陽性になった方も出てきています。

次に「7．感染拡大防止に必要な場面」について、主に飛沫感染や接触感染で、感染していきます。そうならないために、これまでの陽性者の行動パターンから見て、特に注意が必要な場面が五つあります。

「飲酒を伴う懇談会など」、「大人数や長時間に及ぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」になります。事務所など、仕事をするスペースはパーティションを立てたりして厳重に注意していることがありますが、喫煙所やスタッフが昼食を食べるような場所、休憩室などバックヤードだと、その配慮が低く、感染している例が多くあります。飲食が絡むところは、マスクを外さざるを得ないので、どうしてもそのような場面の感染は保健所でもいろいろ調査しています。家族はもちろん、会社や遊んでいる場面でもどこで接触した人かということ、やはり食事の場面を共にしている人で、検査をしてみると陽性者が出ているのが現状で、要注意です。

なかなか、食事する機会も減り、楽しい場面が遠のき、寂しい気はしますが、まだまだ用心は必要だと思います。短時間でも、大声を張り上げるとそれだけ飛沫も飛び、ささやき声でお話するような距離だと今度は近づいてしまいましたが、その辺りはよい加減の工夫をしていただくしかないかと思います。引き続きご注意をお願いしたいところです。

次に「8．検査方法」について、現在、鼻の奥に、綿棒を入れて採取するのが主流ですが、それ以外に、鼻腔といって鼻の入り口に入れて採取する方法や、唾液の検査も増えてきたので、大分、検査の場所も江戸川区内でも増えてきています。

東京都の事業として、感染者が発生した場合に、影響が多いと言われている高齢者や障害者の入所施設の職員や利用者の方へのPCR検査も始まったところですが、江戸川区でも独自で11月から施設巡回PCR検査を実施することになり、高齢者施設からスタートしております。

東京都が行っている検査では、入所施設だと、職員も利用者も対象ですが、江戸川区で行っているのは、職員を中心に検査を11月から3月末までの間に22,000人ほど予定して実施することになりました。高齢者施設、障害者の施設など、また集団感染のおそれがあることで、幼稚園、保育園、小中学校なども対象に入っております。

次に「9．新型コロナウイルス感染症の治療方法」について、症状に応じた対症療法が中心となり呼吸器不全、呼吸器の疾患の症状が強い方は酸素投与やステロイド剤、抗ウイルス薬としてレムデシビルなどが使われ、大分重症化が防げている現状があります。

最後になりますが、「10．ワクチン実用化」について、新型コロナウイルス感染症のワクチンの実用化について、現在の国や海外の動きとしては、ワクチンの研究が精力的に行われています。これと別に10月29日に厚労省からアメリカのモデルナ社と武田薬品工業株式会社と契約を締結し、ワクチンの開発が成功した暁には、そのワクチンの供給を受けるということで、約2,500万人分のワクチンを確保したニュースが出ていました。

まだまだこのワクチンでは足りず、順次、国でワクチンの確保をしていくと思いますので、来年にはワクチン接種ができるようになるという状況です。まだ具体的には指示が流れてきてはおりませんので、このような情報が入りましたら、また皆様にお伝えできたらと思っています。

ぜひ、この資料につきまして、インターネットからダウンロードして、各施設、各団体に共有していただければと思います。よろしくお願いいたします。

障害者福祉課長

ありがとうございます。

次に、お手元に広報えどがわを置かせていただいておりますが、先程より申し上げているとおり、クラスター等が発生して、江戸川区から臨時号を発行いたしました。また区内にある事業所にも個別に通知させていただいたところです。

江戸川区では1名でも陽性者がいた場合には、区立施設、民間施設を問わずにホームページで公表させていただいております。今回、障害者グループホームで、クラスターが発生し、とてもよく対応していただいたので、事例として委員を通じてお話しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員

当法人の傘下事業所で9月13日から24日までの間に9名の感染者が出ています。それから、24日から2週間の健康観察期間を経て、10月9日に終息した次第です。状況としましては、グループホーム2か所、就労継続支援B型事業所2か所、生活介護事業所1か所が関わる事態となっています。

9名の感染者のうち、7名がグループホームでの感染者で、先ほど障害福祉課長からお話がありましたようにクラスター扱いとなり、区のホームページにも掲載された次第です。

感染者は利用者ですが、1名を除き無症状で、全員、墨東病院で受け入れていただいております。

グループホームの利用者は、通所施設も利用していて、そこでも濃厚接触者を特定して、PCR検査を行っております。

その通所事業所3か所の利用者職員、約140名に対して検査を行い、結果としては職員1名のみ陽性でした。思った以上に少なく、安全防止策が功を奏したのかなと思っています。

今回、感じたことですが、通所施設は、基本的には感染者が出ればすぐ休所の扱いがで

きますが、グループホームや入所施設に関しては基本的に家庭にいることが難しい方が利用しているので、家で様子を見てもらうこともできず、濃厚接触者のため、下手に移動もできないので、グループホームで対応せざるを得ない状況がありました。

結局、昼間も通所施設にも行けないことで、陰性と出ても、その後2週間は、グループホームの中で不要不急の外出を避けてずっといることで、その間の職員配置も必要になり、職員の対応については非常に課題があったかと思います。

基本的には、利用者対応ができる職員が対応となりますので、グループホームの職員自体も濃厚接触者ではありますが、その職員に濃厚接触者である利用者を支援してもらうしかなかったということがあります。このことについて、保健所とも話しをしながら、仕方なく対応しましたが、入所施設ではこのような大変さがあるかと思います。本来であれば、職員も自宅で経過観察というのが本来の姿かと思います。法人内でも職員応援などはやりましたが、グループホーム自体の職員も含めて、濃厚接触者の勤務を縮小することもありますので、職員の確保はなかなかしんどいところがありました。

そのため、一部の職員が約1か月の間に8回ぐらい夜勤をやるなど、対応していました。

また、このようなコロナ禍で仕方がない社会状況ではありますが、安心安全であるべき福祉施設で、このような事態に利用者を巻き込んでしまったことで、申し訳ないと感じた次第です。

今回の対応については、保健所の担当医に相談しながら行いました。私たちが不安に駆られる中、そのような解消も含めて、また、PCR検査もできるだけ幅を広げて行い、現場の視点でいろいろ助言していただき、進めてまいりました。ありがとうございます。

今回、重症者が出なかったことと言えますが、いろいろなことがある現場で、法人も現場も経験させていただき、学ばさせていただいたと思っています。終息となりましたが、まだいつどこで出るかもしれませんし、インフルエンザもはやることで、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を実施していきたいと考えています。

障害者福祉課長

貴重なお話ありがとうございました。

それでは、新型コロナウイルス感染症の状況についての説明は以上ですが、本日はこのまま、次の議事「災害時の避難について」も説明させていただきまして、ご意見やご質問は後ほど一括してお伺いしてもよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

会長

ただいま事務局よりご相談がありましたが、限られた時間ですので、次の議事に入り、ご意見、ご質問は後ほどさせていただきます。

よろしいでしょうか。

異議なし

会長

それでは、次の議事に入りたいと思います。

議事 2 「災害時の避難について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

ご承知のとおり、昨年度、台風19号によって各地で大きな被害が発生しまして、江戸川区でも、新中川の西側の地域において避難勧告を発令して、避難所開設等対応してまいりました。

19号による対応などを踏まえまして、災害時の対応について検討していますが、その中で職員の対応態勢を見直すとともに、避難所の在り方や区民の避難についてもこの間、整理してきたところです。

本日は、危機管理室防災危機管理課長から、風水害も含めて新たな災害時の避難につきましご報告させていただきます。

防災危機管理課長

今回、「災害時の避難について」説明させていただきます。ちょうど1年前の台風が、皆様の記憶に新しいかと思いますが、東日本に大きな爪痕を残しました。江戸川区にも少なからず被害があった状況ですが、それほど大きな被害はなかったところです。

振り返ってみますと、気象概要ですが、まず上陸時、台風は中心気圧が955hPa、最大瞬間風速が60m/sでした。

10月12日の午後9時頃、江戸川区に最接近し、そのときの状況は、最大瞬間風速は43.8m/s、時間最大雨量が20mm、総雨量が157mmと記録が残っています。風は、ある程度強く、雨はそれほど降らなかったことが分かるかと思います。

5月に江戸川区のハザードマップをお配りしたこともあり、皆様の防災意識が高まり、避難所へ避難された方が約35,000人ほどいらっしゃいました。これは、都内で一番の避難者数で、この数字だけで判断するわけではありませんが、区民の皆様の防災意識が高まってきていると言えるのではないかと感じています。

そして、主な対応経過は、1日前の11日の午前11時半に、ある程度大きな台風が来る予測から、自主避難施設の受け入れ先を発表しました。怖い方、老朽化した建物では不安だという方を受け入れることで、6施設を自主避難施設として開けようと1日前から検討しておりました。

翌朝、12日の午前7時15分に荒川流域で三日間の総雨量500ミリを超えることが気象庁から発表されました。雨の量が尋常ではないことから、午前8時に災害対策本部を設置し、午前9時45分には新中川の西側に避難勧告を発表しました。

その翌日、13日の午前8時には避難勧告解除を発表しました。荒川の上流にはかなりの雨が降りましたが、雨量のピークも越えたということと、荒川の水量がだんだん下がってきたこと、干潮に向かっていて、潮が下がってきている状況を見定め、避難勧告を解除しました。

次に、丸がしてあるところが荒川流域になり、青いところが荒川になりまして、江戸川区が最下流に位置していることが分かるかと思います。この中で、雨が500mmを超える予測が出たこととなります。

次に、荒川の洪水が発生したときの浸水想定区域図になります。青い線が荒川です。こ

の最下流、赤で囲まれたところが江戸川区で、色がついたところが浸水することになります。これが1,000年に一度の確率で起こる洪水と言われている浸水想定区域図になります。

次は、200年に一度の確率で起こる洪水と言われている浸水想定区域図になります。わかりにくいかと思いますが、異なっています。

次に、荒川浸水想定区域図・浸水継続時間について、ハザードマップにある図面と同じですが、江戸川区のみをアップした図になります。左側の図面は、浸水の深さを表す図面になりますが、ほとんどのエリアに色が塗られているのが分かるかと思いますが、1,000年に一度の確率で起こるものについては、こういった浸水想定が設定されており、3日間で降る雨の量が632mmとなっています。

続きまして、3日間雨量が516mmと想定した浸水想定区域図となります。これは、確率的には200年に一度の確率で、ご覧いただきたいのが、真ん中に流れる新中川の東側ですが、浸水しません。そういったことから、新中川より西側のエリアのみ、避難勧告を出したところですが、いろいろな情報（気象情報や荒川の状況）をきっちり災害対策本部でつかみながら、皆様方に避難勧告の指示を出したことになります。

また、次のページは、今年の広報えどがわ（11月10日号）にもまとめて皆様にお知らせをした内容です。

全ての検証を行いまして、見直しの一つをご紹介しますと、台風の大きさによって、避難の行動を変えていくことを皆様方にも発表させていただいております。

当初、まず大きさとして、台風の中心気圧が930hPaより勢力が大きい場合、ご案内しているとおり、江戸川区の中に残らず、広域避難をしていただくこととしています。新しく見直したのが、930hPaより勢力が小さいのですが、950hPaより大きい台風で相当な大きさであるというときには、避難所である小中学校を避難所として開放して皆様に避難していただくこと、または、全ての方が避難所に逃げるということではなくて、在宅避難も考えながら避難をしていただくこととしています。

さらに、950hPaより低い場合は、避難勧告は行いません。どうしても一人でいられない方や、建物が老朽して怖いという方は受け入れるため、近くの学校を開放して、自主避難施設を開設することになります。

また970hPa以下であれば、特段対応を行わず、在宅避難を続けていただくこととなります。

避難勧告、自主避難は、なるべく明るい時間に避難をしていただけるよう、皆様に呼びかけをしていくことを決めております。

幸いにして、今シーズンは台風は来なかったので、このようなことがなかったのですが、今後、台風が来たときには、このような体制を含めて、避難行動に結びつけるよう皆様方にご案内をしていきたいと考えております。

続きまして、福祉避難所の今後の在り方について、お話をさせていただきます。

現行の制度では、地震等が起こると、まずは身の回りを確認し自分の命を守ることを優先していただき、その後、家族の確認、さらに近隣の確認、安全の確認をして、一時集合場所に集まっていただきます。そのときに火災があれば、火災を回避するための避難場所で、広い場所に移っていただき、火事の安全を確認した後、自宅に戻れないときは一次避難所である小中学校に集まって避難をしていただくこととなります。

その後、一次避難所では、生活ができないような方々がいる場合は、四日目以降に、今の想定では二次避難所に移るのが現行の制度です。

今、検討しているのは、重度の方は、直接二次避難所に避難していただけるよう検討しています。

最後になりますが、皆様に、防災は一人ひとりが主役で、助けられる側ではなく、助ける側になってくださいというのがお願いです。しっかり災害に備えていただければと思います。我々はそれに対して全力で支援していきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

障害者福祉課長

ありがとうございます。

それでは、今、防災危機管理課長のから福祉避難所についてのお話がありましたので、私から報告させていただきます。

福祉避難所は、小中学校などの一次避難所での生活が困難な方を保護する施設として、江戸川区では福祉施設、特別支援学校、協定団体のホテル、高齢者施設など、現在、水害時29施設、地震時41施設を指定しているところです。

地震や水害などの災害時に在宅での生活が特に困難な避難行動要支援者に対して、福祉避難所の指定と、そこへ避難をする意向があるかどうかの調査を今回実施させていただきました。

避難行動要支援者は、災害が発生、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の確保を図るため特に支援を必要とする方を指します。その中で、区では、介護保険要介護3から5、障害支援区分4から6、かつ生活介護等の特定のサービスを受給されている方、身体障害者手帳1級から3級の児童、愛の手帳1度から2度の児童の他、一定の要件に該当する精神障害のある方や難病患者の方、在宅人工呼吸器を使用されている患者の方を想定しています。約6,000人近くいらっしゃいます。

今回の調査は、対象者のうち避難行動要支援者、約6,000人のうち、さらに絞らせていただきまして、在宅での避難生活が困難で、特に避難行動の支援が急がれる介護保険要介護5の方、それから身体障害者のうち障害支援区分4から6の方、身体障害手帳1級から3級の児童のうち、4階以上に居住する方を除いた約1,400人を対象として、福祉避難所をあらかじめ指定させていただきまして、食事や移動、排せつなどの生活上の支援、家族や緊急連絡先など、調査させていただいたところです。

これを基に現在名簿を作成して、個人情報提供や、避難所に避難をしたいということを確認して、今後、福祉避難所の拡大とともにその課題解決を図ってまいりたいと考えています。

福祉避難所については、以上でございます。

また、本日はお手元に、ヘルプカードのチラシを置かせていただいております。これも災害時の取組の一つになりますので、緊急時や災害時に周囲の方などに手助けをお願いする際に活用できます。皆様はすでにご承知かと思いますが、周りの方にご周知いただきましたら幸いです。

私からの説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。

それでは、議事1「新型コロナウイルス感染症について」、議事2「災害時の避難についてについて」、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

なお、本日時間の関係で申し訳ありませんが、皆様からのご意見をいただくことは難しく、意見等ある方は挙手をお願いいたします。

それでは、何かございますか。

意見なし

今回の件で、私から体系も含めてお話しさせていただきます。

私は、介護施設と訪問診療をやっています。災害に関して、平屋で独居という方や、老々介護の方もいましたので、そういった方々を事前に知ると、当時は施設で泊まったり、その前には在宅の支援の必要な人たちをあらかじめ施設のショートステイを利用したり、なるべく施設で取組をさせていただきました。次に何が起こるか分かりませんので、独り暮らしの若い職員などは施設に泊ませたりなど、対応させていただきました。

障害者グループホームの新型コロナウイルス感染症クラスター発生事例につきましては、貴重なお話を伺いましたが、施設ごとの対応策として、何事があっても事業を継続できるような計画（事業継続計画（BCP））について避難所の場所も含めて、作成が急がれるのかなと思います。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、先ほど説明がありましたが、介護施設と高齢者施設の職員、入所者に対してPCR検査も今後進められていくかと思います。

PCR検査を受けることが、非常に有効かつ安心材料となりますが、症状が無症状の方も陽性反応が出てしまうケースがあり、その場合、濃厚接触などのリスクも考えなくてはなりません。

江戸川区でも施設職員のPCR検査の希望する方を募っている状況で、通常健康診断的な内容でできると考え、職員が受けているケースが多くありますが、全員が全員手を挙げてやるという感じではないのが今の実情かと思います。

利用者に関しては、東京都の新型コロナウイルス感染症対策強化事業で行いますが、認知症の方や寝たきりの方、なかなか唾液が取れない方などもあります。これもケース・バイ・ケースで、うまく今の行政の支援対策を現場に持って帰って活用していきたいなと私たちも思っていますし、各団体もそのように推奨しているところです。

先ほども言ったように、いろいろな安全対策が必要なので、これからインフルエンザの流行の時期になりますが、できたら早めに予防接種を確実に打たれるようお願いして、日頃の感染予防対策を怠らないようにしていただければと思っています。

また、議事2では災害時の避難について、江戸川区よりお話がありましたが、皆様のお立場に戻られまして、共有していただき、改めて災害時における自助や共助について考えていただけるきっかけになれば幸いです。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

続きまして、議事3「第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画の策定状況について」、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

それでは、本日、この協議会の後に開催します第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の第2回策定委員会で次期計画書（案）の内容を確認しますが、本日の協議会では、資料1「計画に関する成果目標の設定について」を説明させていただきます。

国の基本指針や東京都の考え方に即して、江戸川区の成果目標を設定いたします。

まず、1ページに7つの成果目標を記載しています。右側に「新規」と記載があるところは、新たに設定された成果目標の項目です。「達成」と記載してあるところは、第5期から引き続きの成果目標の項目で、すでに江戸川区で設置や実施済みの項目となります。

続きまして、2ページは「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」についてです。「福祉施設の入所者数」は、国の基本指針では、令和5年度末時点の施設の入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。これを江戸川区の状況に当てはめると、令和元年度末は422人で、その1.6%以上の人数は7人以上削減することになり、令和5年度末の施設入所者数を415人以下とすることが目標値となります。

しかし、施設入所が必要な待機者が増加していて、これに伴って福祉施設入所者は増えています。現在、江戸川区の入所の待機者は、今年の9月1日現在で、身体障害の方は20名、知的障害の方は96名、合計で116名います。

そこで、江戸川区では、令和5年度末の福祉施設入所者数を439人と見込みました。今後も引き続き、本人や保護者の意向を考慮して、グループホームなどでの対応が困難などの施設入所が真に必要とされる方を支援していく方針です。

「地域生活への移行者数」につきましても、国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としています。江戸川区の状況に当てはめると、令和元年度末時点の施設入所者数の422人から26人以上を地域生活へ移行することになります。

しかし、令和元年度末時点の福祉施設入所者422人のうち、ご本人の状態により、グループホームへの移行が可能かと思われる方が、10名います。その10名の方を令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標といたしました。これもご本人や保護者の意向を考慮して、入所施設などの事業者と協力してグループホームなどへの移行支援を行います。福祉施設の入所者の地域生活への移行につきましても、国の基本指針とは異なり、江戸川区の状況に応じた目標を設定いたしました。

続いて、4ページ「(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてですが、こちらの項目は、健康部副参事から説明させていただきます。

健康部副参事

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、国の基本指針で

示されている目標値は、都道府県レベルで定めることとされていて、それは国の基本指針に書かれている3点になります。

東京都で設定するとなっておりますが、退院後1年以内の地域での生活日数を316日以上とすること、長期入院患者数の目標値を定めて、それを達成する、精神病床における早期退院率、3か月時点、4か月時点、1年時点での退院率を目標に、それぞれ目標が定められているので、そこを目指すことが定められています。江戸川区としてはそういった目標に近づけるために、国や東京都と連携を図りながら、地域移行、退院促進を中心とした目標を定めて、支援していきたいと思っています。精神障害者が地域で自分らしい安心して暮らせることを目指していきたいと思っています。

これまでの障害福祉計画の中には具体的な数値目標は定めていなかったのですが、第6期計画から具体的な目標数値を精神障害者に対しても定めまして、そこを目指していくことで、さまざまな足りないものや拡充しなくてはならないものを整えていくようにしていきたいと思っています。

地域移行支援に関しては50人、地域定着支援は100人、共同生活援助は145人、自立生活援助は40人と設定いたしました。

以上です。

障害者福祉課長

引き続き、5ページ「(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実」についてです。地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化、また親亡き後を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。機能を一つの拠点に集約した拠点整備型と複数の機関が機能を分担する面的整備があります。

主な機能は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」となっています。

国の基本指針では、令和5年度末までに各区市町村に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とするとしています。

江戸川区では、障害のある方の地域生活を支えるにあたり、令和5年度末までに既存の相談窓口などの機能や施設を生かして、円滑な連携やネットワークを図る面的整備を目標といたします。

図に示しましたとおり、相談支援事業所をはじめ、さまざまな相談窓口や区立施設や各事業所と連携して、障害のある方の地域生活を支援します。

続きまして、6ページ「(4)福祉施設から一般就労への移行等」についてです。「就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数」は、国の基本指針では、令和5年度中に就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本としています。

江戸川区の就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数は、平成30年4月より法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、民間企業の障害者雇用が進んでいることもあり、令和元年度は、第5期の目標値の106人を上回る115人の方が一般就労へ移行しました。

今後も国の基本指針と同様の目標値を設定して、令和元年度の就労移行した115人の

1.27倍以上、148人を令和5年度末の一般就労への移行者数と設定いたしました。

続きまして、「就労定着支援事業の利用者数」は、第6期計画より新たに設定された目標になります。国の基本指針と同様に令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行した方のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

続きまして、「就労定着支援事業の就労定着率」も、第6期計画より新たに設定された項目となります。国の基本指針と同様に就労定着支援事業所のうち、1年後の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

続いて、8ページ「(5)障害児支援の提供体制の整備等」については、令和2年4月1日に児童発達支援センターとして「発達相談・支援センター」を開設して、保育所等訪問支援も行っています。

また、今年9月1日現在、区内には、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が3か所、放課後等デイサービス事業所は1か所あります。

「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援の充実」、「重症心身障害児を支援する事業所の確保」については、現在、達成している状況です。

「医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」については、今年度、区内在住の医療的ケア児の保護者へアンケートを実施いたしまして、今後、協議の設置に向けて実施していく予定です。また、医療的ケア児などに関するコーディネーターの配置については、第6期計画より新たに設定された目標になります。現在、国から具体的な役割などが例示されていない状況になりますので、今後、明確になってきましたら研究してまいりたいと思います。

続いて、10ページ「(6)相談支援体制の充実・強化等」についてです。こちら第6期計画より新たに設定された目標になります。国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村、または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

江戸川区としては、相談支援体制の充実、それから強化などに向けて取組の実施体制を確保することを目標としております。

続いて、「(7)障害福祉サービス等の質の向上」についてです。こちら第6期計画で新たに設定された目標となります。国の基本指針では、令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービスなどの質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。区では、人材育成のためのブラッシュアップ研修や障害福祉サービス事業者における適切な制度の理解やさらなる適正な運営のための集団指導を実施しています。また、適正かつ良質な障害福祉サービスを利用者に提供できるよう、事業者の質の向上のための取組を継続することで目標といたしました。

資料1「計画に関する成果目標の設定について」の説明は以上です。

今後の予定としましては、この後に開催されます「第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画」の第2回策定委員会で次期計画書(案)の内容を確認した後に、計画書(案)をホームページに掲載し、パブリックコメントを1月頃に実施したいと考えています。区民の皆様からは、ホームページや文書によりご意見をいただき、提出されました意見を集約して、必要に応じて計画書に反映してまいります。

次回の第3回協議会では、パブリックコメントの集計結果と計画への反映状況を委員の

皆様へ報告させていただく予定です。

説明は以上となります。

会長

ご説明ありがとうございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく申し上げます。

どうぞ、申し上げます。

委員

ご説明ありがとうございました。

前回もお話申し上げたかと思いますが、特に「医療的ケア児の支援のための関係機関協議の場の設置と医療的ケア児に関するコーディネーターの配置」について、非常に注目しています。

現在、特別支援学校の医療的ケアが必要な児童や生徒は、親の付き添いが非常に長いとのご指摘を受けています。

就学前からコーディネーターが入っていただくことによって、その付き添い期間、あるいは人工呼吸器を使用している児童の付き添い期間を大幅に縮減できるのではないかと、大変期待しております。

このことは、特別支援学校に限ったことではありません。NICUに入院をしていて、そこから退院した子どもは、特別支援学校だけではなく、通常の学校にも通学している状況です。そのような子どもに特別支援学校ではなくても、適切な教育の場で教育を受けられる突破口になるのではないかと大変期待しております。ぜひ私どもも協力させていただきますので、いろいろな策定や計画にあたっては介入させていただけるとありがたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

障害者福祉課長

貴重なご意見ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

続きまして、議事4「情報共有・その他」につきまして、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

まず、障害者差別解消法につきまして、地域自立支援協議会が障害者差別解消支援地域協議会という位置づけになっておりますので、これまで障害者差別解消法に関する相談事例について、いくつか報告をさせていただいています。

江戸川区ではホームページを通じて、これまで対応した事例の掲載をさせていただいています。資料2はその内容となります。

また、参考ではありますが、東京都で作成した冊子があり、事例内容がとても分かりや

すいので、本日配付させていただいていますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、資料3「令和元年度江戸川区障害者虐待対状況」です。

令和元年度の障害者虐待の状況について、平成28年度からの障害者虐待の状況から比較してまとめたものです。昨年度の報告は19件でした。これは、私どもはとても少な過ぎるのではないかと考えております。その中で、認定されたのは9件で、この内訳については、資料をご覧になっていただければと思います。

今後も障害者差別解消法につきましても障害者虐待につきましても、区民に周知を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、情報提供ですが、チラシで障害者就労支援フェアのチラシを配付させていただいております。12月15日に開催させていただきます。これまでは毎年「障害者就労支援雇用促進フェア」という名称で実施させていただきました。今回はコロナ禍のため、福祉制度の説明会、区内障害者福祉施設の紹介、障害者の就労者パネル展を実施させていただきますので、お時間がございましたら、ぜひお立ち寄りいただければと存じます。

続きまして、インターネット・ゲートキーパーについて健康部副参事から説明させていただきます。

健康部副参事

資料4「インターネット・ゲートキーパー事業開始について」をご覧ください。

こちらは、今年度の新規事業になります。事業なので、皆様に使ってくださいたいところですが、そういった性質のものではなく、今死ぬことを考えて、死ぬ方法や死に場所など、検索している人を救うためのもので、人知れずキャッチされて相談につながる事業になります。

6月途中からスタートしていますが、9月末現在、47,000件強の方が、私たちが設定しているワードを検索して、最終的に相談につながっている方は38名で、とても少ない数に見えますが、もしかしたらこの方たちが命を絶っていたかもしれず、貴重な命を救っている事業とっております。

検索ワード上位30位ですが、直接死にたいということだけではなく、親の虐待、DV、暴力、お金がないなど、いろいろな施設、事業にも関連するようなどころも悩んでいる方がいることが分かるので、今後とも各事業のご参考にしていただければと思います。

以上です。

障害者福祉課長

次に、ヤングケアラーにつきまして、資料6をご覧ください。

ヤングケアラーという言葉について、最近耳にするようになったかと思いますが、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を担って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもたちのことを言います。

このような子どもは、介護や世話の経験から多くのことを学ぶ一方で、担っている役割とか、責任が年齢的に不釣り合いだったり、長期間に及んだ場合には、自らの心身の発達や学校生活、将来への大きな影響を受けることがあります。

資料5は、毎日新聞などの調査でケアマネを対象にしたヤングケアラーに関して行われた調査結果の記事です。また、江戸川区でも昨年度、「ケアを担う若者たちの声を聴こう」実行委員会が、ヤングケアラーに接する機会を持った人たちを通じて実態の把握に努め、支援を考えていくため調査が行われました。

調査結果につきましては、本日配付させていただいた資料6が調査報告書となっておりますので、こちらも後ほどご覧いただき、機会があれば学ぶ機会もあればいいなと考えています。

最後に、障害者スポーツ推進月間について、スポーツ振興課長から説明をさせていただきます。

スポーツ推進課長

11月は江戸川区が決めました障害者スポーツ推進月間で、1日から今月いっぱい取組を実施してまいります。これは、障害者のスポーツの普及、啓発、スポーツ参加の促進を目的に、平成28年度から本区が独自に設定しています。

毎年であれば、パラスポーツフェスタえどがわというイベントもスポーツセンターで開催しているのですが、今年度は新型コロナウイルスの関係でこのイベントは実施できないことになっています。

この推進月間の周知につきましては、ポスターを区の広報掲示板、区内小中学校などの施設への掲出、また、のぼりを立てたり、広報えどがわでも特集を組んだりして、実施しております。

主な事業は本日配布している資料に記載しているとおりですので、後ほどご覧ください。

本来はパラリンピックのレガシーとして、パラリンピック22競技できる宣言を今年度展開する予定でしたが、パラリンピックが延期になりましたので、レガシーというよりは、機運醸成ということで取組を進めています。11月1日号の広報にもパラリンピック22競技できる宣言について、記載がありますので、こちらも後ほどご覧ください。

また、障害がある方がスポーツをしたり、運動したいというご相談にも対応できるように、区内のスポーツ施設にはスポーツコンシェルジュという窓口を担当する職員がいますので、気軽にご相談ください。教室や施設をご案内できるかと思えます。

ただし、少し難しい相談の場合には、健康部のご協力もいただき、理学療法士などが専門的なご相談に乗る体制も作っていますので、ぜひご活用いただければと思います。

ぜひ、さわやかな季節、みんなでスポーツに取り組んでいただけるとありがたいなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

障害者福祉課長

ありがとうございます

説明につきましては、以上です。

会長

ありがとうございます。

時間が押していますが、皆様方から何か質問ございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。
では、事務局から、その他連絡事項はございますか。

障害者福祉課計画係長

事務局からは、令和2年度東京都自立支援協議会セミナーのお知らせと次回の協議会の日程について連絡いたします。

お手元の協議会セミナーにつきましてのチラシをご覧いただきたいと思います。令和2年12月14日の月曜日、1時20分から4時10分まで、東京都庁の第1本庁舎5階大会議場において、東京都心身障害者福祉センターの主催で開催されます。

また、こちらはオンラインによる動画配信も行います。会場参加、動画配信とも申込みが必要となっています。参加を希望される方につきましては、チラシの裏面の申込書にて申込みをお願いしたいと思います。

続きまして、第3回地域自立支援協議会の日程ですが、当初は2月の開催を予定していましたが、開催が難しくなり、大変恐縮ですが、今回は3月25日木曜日午後、会場はグリーンパレス5階の孔雀で、開催させていただきます。

なお、開催時間は後日連絡させていただきます。大変、年度末のお忙しい時期ですが、ご予約をお願いしたいと存じます。

以上です。

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、次回の協議会開催につきましては、ご予約をお願いいたします。後日、事務局から開催通知をお送りいたします。

終了時刻が迫っておりますが、皆様方から何か連絡事項はありますか。

それでは、よろしいでしょうか。

本当に大変密な情報提供になりましたけど、皆様方のご協力により、無事協議会を終了することができました。

以上をもちまして、令和2年度第2回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会時刻 午後2時30分